**杖立温泉、わいた温泉の地域内において、新たに事業を開始し、温泉地内に賑わいを創出することが可能な事業に対して補助金を支給します。**

（温泉地賑わい創出事業補助金募集要領）

1. 補助対象

〇対象事業

　杖立温泉、わいた温泉地域内において新たに開始する以下の事業

・飲食業・小売業

・その他、審査会が特に賑わいを創出すると認める事業

〇対象者

（１）町内に住所を有する者、又はその予定の者

（２）令和３年度中に新たに事業を開始する具体的計画を有する者

（３）年度内に改修工事を完了することができる者

〇対象外

（１）公序良俗に反する事業

（２）賑わいの創出になると判断できない事業

（３）年度内に営業できない事業

（４）反社会勢力に所属又は関係を持つ者

（５）暴力団又は暴力団関係者

（６）国、県、他団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている者

２．補助対象経費

〇補助対象経費

・店舗の改修費用及び家賃

〇対象外経費

（１）店舗設備に要する経費（厨房機器、調理器具、電気製品、照明器具、家具類、材料代）

　　※材料代については、改修に伴うものは対象

（２）食糧費

（３）備品購入費

（４）事務用品代

（５）土地代、駐車場代

（６）その他、町が補助することが適当でないと判断した経費

３．補助対象期間

〇交付決定日から令和４年３月３１日まで

※募集終了後に審査会を開催し、交付決定の可否を通知しますので、交付決定日以降に事業に着手してください。交付決定前に着手した事業は補助金の対象外となります。

４．補助金額

〇店舗改修費用

・補助率　2/3以内　　５０万円～最大１００万円

　※補助対象となる事業費が７５万円以上であることが必要です。

　※補助金の下限額は５０万円で、申請件数により、５０万円を超える補助金については予算の範囲内で最大１００万円まで補助金を支給します。

　※補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

例１）補助対象となる事業費が７５万円の場合

　　補助金額：５０万円

例２）補助対象となる事業費が１２０万円の場合

　　補助金額：５０万円+予算の範囲内で最大３０万円を上乗せします。

例３）補助対象となる事業費が１５０万円の場合

　　補助金額：５０万円+予算の範囲内で最大５０万円を上乗せします。

例４）補助対象となる事業費が７５万円未満の場合

　　補助金の支給なし

〇家賃

・補助率　10/10　　月額５万円（税抜）を上限

　※営業開始月から最大３年間支給します。

　※次年度以降の家賃については、町からの補助となりますので、町に年度ごとに申請が必要となります。

　※月額５万円を超える家賃については自己負担となります。

　※補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

５．事業実施要件等

（１）町外の方は開業後速やかに小国町に住民票を移すこと。

（２）開業後、ASOおぐに観光協会及び、商工会に加入し、経営安定のために経営指導を受けること。

（３）開業後、確定申告を行い、その写しをASOおぐに観光協会に提出しすること。また、開業後１年を経過した場合は、商工会の事後指導を受けること。

（４）現開業地で３年以上事業を継続すること。

６．補助金の取り消し及び返還

〇補助金の取り消し

（１）温泉地賑わい創出事業の目的にそぐわなくなったとき

（２）補助金をほかの用途に使用したとき

〇補助金の返還

（１）現開業地で３年間事業を継続しなかった場合

（２）事業実施要件等を履行しない場合

７．申請手続き

〇募集期間

・令和３年８月１日～令和３年９月３０日まで

〇申請方法

・郵送もしくは持参

　※郵送料等、申請に必要な費用は自己負担となります。

〇申請書提出先

・ASOおぐに観光協会　〒869-2501　熊本県阿蘇郡小国町宮原1754番地17

〇お問い合わせ先

・ASOおぐに観光協会　0967-46-4440　受付時間：9：00～17：00

〇提出書類

（１）温泉地賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）事業計画書（様式第２号）

（３）収支予算書（様式第３号）

（４）誓約書　※保証人（独立生計を営む成年者）が１名必要となります。

（５）店舗の位置図、平面図、見積書（写）、施工箇所の写真、家賃の詳細がわかるもの

（６）その他、ASOおぐに観光協会長が必要と認める書類

　　※必要な書類が整った時点で正式な申請として受付をします。必要書類をご準備の上、一括して書類の提出をお願いします。

８．交付決定について

〇募集終了後、１０月に審査会で審査の上、事業の採択の可否を決定し、交付決定通知を送付

します。

９．実績報告

〇事業の実績報告の期限

・事業を完了したときは、完了から３０日以内に実績報告書の提出が必要です。

〇実績報告の提出書類

（１）実績報告書（様式第５号）

（２）事業報告書（様式第２号）

（３）収支精算書（様式第３号）

（４）改修費用の領収書、施工箇所の写真（改修前、改修中、改修後）

（５）その他、ASOおぐに観光協会長が必要と認める書類

１０．補助金の請求及び交付

〇補助金の請求及び交付

・事業完了後、実績報告書と併せて請求書（様式第７号）を提出してください。

　※請求書を不備なく受け付けた後、速やかに申請者の指定する口座へ支払いします。

〇概算交付申請について

・事業実施において概算交付が必要な場合は、概算交付申請書（様式第８号）にてASOおぐに観光協会に申請が必要です。

　※概算交付が適当と認めた場合は、請求書（様式第７号）にて補助金の概算交付をします。

　※事業完了後、予定していた事業費を下回り、補助金額が減額になった場合には、補助金額を変換していただくこととなりますので、ご注意ください。